平成２１年（フ）第３５５３号
札幌市手稲区前田９条19丁目７番18号
債務者　鈴木　榮子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５６１号
札幌市中央区南10条西８丁目２番43号　ソエル中島公園Ａ－１号室、住民票上の住所札幌市中央区南10条西８丁目２番43号　第１マンションＡ－１号
債務者　吉田テル子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７号
北海道紋別市南が丘町６丁目７番38号
債務者　藤田　教代（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第２９６号
青森県八戸市高州２丁目９番10号　コーポフジ１号室、前住所青森県八戸市大字河原木字小田49番地　小原住宅３号室
債務者　松橋　育子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
青森県八戸市小中野８丁目15番８号、前住所岩手県岩手郡岩手町大字五日市第５地割134番地２
債務者　田村　雪子（旧姓民部田）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
青森県上北郡おいらせ町瓢12番地１
債務者　山崎　　歩
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１３９号
青森県十和田市西四番町１番３号
債務者　滝本　慶子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１４１号
青森県十和田市大字三本木字稲吉85番地82
債務者　福山　末治
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１４２号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢60番地1194
債務者　柴田　正吉
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１４３号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢60番地1194
債務者　柴田のぶ子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１４４号
青森県十和田市東二番町５番26号
債務者　新山　明彦
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１４５号
青森県三沢市上久保３丁目31番地3914号　高村貸家Ｂ号
債務者　吉川　直子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１４６号
青森県三沢市古間木２丁目205番地２号
債務者　新山　軍次
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第９７号
山形県東田川郡庄内町西袋字村立99番地、前住所山形県鶴岡市新形町27番20号メゾンウィル203号室
債務者　大沼　理英
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１００号
山形県東田川郡庄内町狩川字下南割15番地２、前住所山形県東田川郡庄内町狩川字下南割９番地２
債務者　伊藤　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２０４号
福島県会津若松市堤町17番１号　県営住宅05棟８号
債務者　諏訪　延行
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係